

想定する状況

このマニュアルは、次のような想定のもとに作られています。

1. 震度5強以上の地震を想定する。

建物は、傷ついたりゆがんだりするが、倒れたりつぶれたりはないと考える。
(東の街の建物はしっかりした地盤の上に建っており、耐震基準が強化された
1981 年改正後の建築基準法に基づいて造られている。)

東日本大震災(3・11)の時は、震度5弱であった。

2. 防災拠点や広域避難場所に避難することは、原則として想定しない。

3. 水道・電気・ガス・下水道などのインフラは、すべて止まるとする。

4. 各家庭はそれぞれ室内の安全対策、3 日分の水と食料の備蓄、トイレ対策など
を行っている。

5. 何人かはケガをする、何人かは体調を崩すかもしれない。

6. 地震発生後、4 日目ごろには、外部から食料などの救援物資が届き、
給水車による給水も行われるとする。

7. 東の街の住人のかなりの人たちが仕事や勉強、買い物などでどこかに出かけている。
そのとき東の街にいる人たちが、ボランティアとして自発的に集まり、管理組合、
自治会、防災の会を中心に、お互いに力を合わせて助け合うことが必要になる。

8. 平常時には、“防災連絡協議会”(事務局は、管理組合理事会内(担当:総務担当
理事))が設置されている。本協議会の構成メンバーは以下の通りである。

- ① 理事会…理事長、副理事長、総務担当理事、② 自治会…会長、副会長、
- ③ 防災の会…代表、世話役、④ 東の街担当民生委員

この協議会では、東の街「災害・非常時」緊急連絡用名簿を準備している。

この名簿は、管理組合理事長、自治会長、防災の会代表、民生委員 及び
集会室理事会施設ロッカー、そして管理センターにて保管されている。

9. 東の街は、品濃小学校地域防災拠点の管轄下にある。

そして、この防災拠点は震度5強で開設される。

しかし、防災拠点の規模では管轄下の多くのマンションの被災者を収容することは
できない。従って、品濃町の戸建ての住民を主な対象としており、マンション群か
ら

の避難はないようにと要請されている。

このような状況を踏まえ、被災後は、東の街に留まることを前提としている。